

別紙様式

総収入月割額及び生活保護基準額等調査書

令和 年 月 日
調査者 氏名

家 族				総収入 月割額	生 活 扶 助					教 育 扶 助					住宅 扶助	療養費	摘要
続柄	氏名	性別	年齢		基 準 生 活 費		加算	人工 養費等	計	基準額	教材代	給食費	交通費	計			
					居 宅												
					第1類	第2類											
		費目	金額														
				円	円	基準額 (6人以上割増を含む)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
						冬期加算 (6人以上割増を含む)											
						×5/12											
						期末一時 扶助費											
						×1/12											
計				A				B					C	D	E		
判定	B × 1.0 =			円 F	備考	1 総収入月割額の算出基礎は別表の通りである。										級地区分	
	C + D + E =			円 G													
	F + G =			H												冬期加算額 地区別区分	
	A H 要上申、専決																

記載要領

- 1 「家族」欄には、収入の有無にかかわらず債務者及び債務者と生計を一にする家族（以下「債務者等」という。）の全員について記載する。
- 2 「総収入月割額」欄には、別表の「総収入月割額算出表」により算出した金額を債務者等のうち該当者につき各人別に記載する。
- 3 「生活扶助」欄には、昭和38年4月1日厚生省告示第158号「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）別表第1の第1章（2、3を除く。）、第2章及び第3章（3を除く。）に基づき算定した金額を記載する。
- 4 「教育扶助」欄には、保護基準別表第2に基づき算定した金額を記載する。
この場合、「家族」欄記載の債務者等のうち義務教育を受けている者に該当する金額を記載する。なお、債務者等のうち義務教育を受けている者については、その在学年を「摘要」欄に（例えば「中2」「小3」等）記載する。
- 5 「住宅扶助」欄には、保護基準別表第3に定める範囲内で債務者等が現に地代又は家賃として支払っている金額を記載する。
この場合、当該金額は保護基準別表第3の2の(1)又は(2)に基づき認定した金額である場合は、その認定理由等を「備考」欄に記載する。
- 6 「療養費」欄には、債務者等のうち6ヶ月以上の長期療養者について、保護基準別表第4を参考として算出した金額を記載し、その算出基礎を「備考」欄に記載する。
- 7 「級地区分」欄には、債務者等の住所の所在する市町村について保護基準別表第8により決定した級地区分を（例えば「1級地」等）記載する。
- 8 「冬期加算額地区別区分」欄には、債務者等の住所の所在する都道府県について保護基準別表第1の第1章の1の(2)のイにより決定した地区別区分を（例えば「Ⅱ区」等）記載する。
- 9 「判定」欄には、次により記載する。
 - (1) 「A」欄記載の金額が「F+G」の金額(H)を超えるとき、 $A > H$ 「要上申」に○印を付する。
 - (2) 「A」欄記載の金額が「F+G」の金額(H)に等しいとき、 $A = H$ 「専決」に○印を付する。
 - (3) 「A」欄記載の金額が「F+G」の金額(H)に満たないとき、 $A < H$ 「専決」に○印を付する。
- 10 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とする。

別表

総収入月割額算出表

家族			粗収入	経営費	負担金	公租公課 D				社会保険料等 E				差引総収入 A - (B + C + D + E) = F	総収入月割額 F ÷ 12月	備考
続柄	氏名	年齢				A	B	C								
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
計																

記載要領

- 1 「家族」欄には、収入の有無にかかわらず債務者等の全員について記載する。
- 2 「粗収入」欄から「社会保険料」欄までは、すべて年額について記載する。
- 3 「公租公課」欄及び「社会保険料」欄中の空欄には、それぞれ税目及び社会保険名等を記載する。
- 4 粗収入、経営費、負担金、公租公課及び社会保険料等の認定に当たっては、昭和52年4月28日付蔵会第1211号「大蔵省所管債権に係る国の債権の管理等に関する法律第32条の免除に関する実施基準について」通達別紙実施基準2の留意事項（ホを除く。）を参照し、勤務先又は官公署等の発行に係る各種証明書を添付する。
- 5 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とする。